

吸収分割に関する事前開示書類

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に定める開示事項)

(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 192 条に定める開示事項)

2024 年 8 月 19 日

株式会社 INPEX

株式会社 INPEX JAPAN

2024年8月19日

東京都港区赤坂五丁目3番1号
株式会社 INPEX
代表取締役 上田 隆之

東京都港区赤坂五丁目3番1号
株式会社 INPEX JAPAN
代表取締役 宮永 勝

吸収分割に係る事前開示事項

株式会社 INPEX(以下「INPEX」といいます。)と株式会社 INPEX JAPAN(以下「INPEX JAPAN」といいます。)とは、INPEX を吸収分割会社とし、INPEX JAPAN を吸収分割承継会社として、INPEX の国内石油及び天然ガス事業等に関して有する権利義務の一部を、2024年10月1日を効力発生日として、INPEX JAPAN に承継させる吸収分割(以下「本分割」といいます。)を行う旨の吸収分割契約を、2024年6月24日付で締結(同年8月8日付で一部変更)いたしました。

本分割を行うに際して、INPEX が会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に基づき、また、INPEX JAPAN が会社法第794条1項及び会社法施行規則第192条に基づき、それぞれ事前に開示すべき事項は次のとおりです。

記

1. 吸収分割契約の内容(会社法第782条第1項、同第794条第1項)

別紙1のとおりです。

2. 分割対価の相当性に関する事項(会社法施行規則第183条第1号、同第192条第1号)

INPEX JAPAN は、本分割に際して、普通株式1株を発行し、INPEX に対して交付します。交付株式数は、INPEX が INPEX JAPAN の発行済株式の全てを保有していることを踏まえて INPEX と INPEX JAPAN との協議により決定したものであり、相当であるものと判断しております。

3. 計算書類等に関する事項(会社法施行規則第183条第4号及び第5号、同第192条第4

号及び第6号)

INPEX

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

INPEX は、有価証券報告書及び四半期報告書を関東財務局に提出しています。最終事業年度にかかる計算書類等は、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム (EDINET) 」又は INPEX の下記ウェブサイトによりご覧いただけます。

【<https://www.inpex.co.jp>】

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

INPEX JAPAN

(1) 成立の日における貸借対照表の内容

別紙2のとおりです。

(2) 成立の日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

4. 本分割が効力を生ずる日以後における吸収分割会社の債務及び吸収分割承継会社の債務の履行の見込みに関する事項(会社法施行規則第183条第6号、同第192条第7号)

(1) INPEX

INPEX の最終事業年度の末日(2023年12月31日)現在の貸借対照表における資産の額及び負債の額は、それぞれ2,657,503百万円及び739,332百万円であり、資産の額が負債の額を上回っております。

本分割により、INPEX が INPEX JAPAN に承継させる資産の額は2,586億円(2023年12月期)、負債の額は326億円(2023年12月期)となる見込みです。

また、2023年12月31日から現在に至るまで、INPEXの資産の額及び負債の額並びにINPEXがINPEX JAPANに承継させる予定の資産の額及び負債の額の見込額に大きな変動をもたらす事象は生じておらず、本分割の効力発生日までにそのような事態が発生することも現在想定されていません。

したがって、本分割の効力発生日以降のINPEXの資産の額は、負債の額を十分上回ることが見込まれています。また、本分割の効力発生日後のINPEXの収益及びキャッシュ・フローの状況について、INPEXの債務の履行に支障を及ぼす事態の発生は、現在想定されていません。

以上より、本分割の効力発生日以後においても、INPEXの債務の履行の見込みがあるものと判断しました。

(2) INPEX JAPAN

INPEX JAPANの2024年6月19日現在の貸借対照表における資産の額及び負債の額は、それぞれ1億2500万円及び0円であり、本分割によって、INPEX JAPANがINPEXから承継する予定の資産の額及び負債の額の見込額は、それぞれ2,586億円(2023年12月期)及び326億円(2023年12月期)です。

また、2024年6月19日から現在に至るまで、INPEX JAPANの資産の額及び負債の額並びにINPEX JAPANがINPEXから承継する予定の資産の額及び負債の額の見込額に大きな変動をもたらす事象は生じておらず、本分割の効力発生日までにそのような事態が発生することも現在想定されていません。

したがって、本分割の効力発生日以後のINPEX JAPANの資産の額は負債の額を十分上回ることが見込まれます。

また、本分割の効力発生日以後のINPEX JAPANの収益及びキャッシュ・フローの状況について、INPEX JAPANの債務の履行に支障を及ぼす事態の発生は、現在想定されていません。

以上より、本分割の効力発生日以後においても、INPEX JAPANの債務の履行の見込みがあるものと判断しました。

以 上



吸収分割契約

株式会社 INPEX(以下「甲」という。)と株式会社 INPEX JAPAN(以下「乙」という。甲及び乙を個別に「各当事者」という。)は、甲が本事業(第1条に定義する。)に関して有する権利義務の一部を乙に承継させる吸収分割(以下「本分割」という。)に関し、以下のとおり、吸収分割契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条 (吸収分割)

甲は、本効力発生日(第3条に定義する。)をもって、吸収分割の方法により、甲が国内における石油・天然ガス事業等(以下「本事業」という。)に関して有する権利義務の一部を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第2条 (当事者の商号及び住所)

本分割に係る吸収分割会社である甲と、吸収分割承継会社である乙の商号及び住所は、次の通りである。

- (1) 吸収分割会社(甲)
商号：株式会社 INPEX
住所：東京都港区赤坂五丁目3番1号
- (2) 吸収分割承継会社(乙)
商号：株式会社 INPEX JAPAN
住所：東京都港区赤坂五丁目3番1号

第3条 (承継する権利義務)

本分割に際し、乙が甲から承継する権利義務は、本分割がその効力を生ずる日(以下「本効力発生日」という。)における本事業に属する別紙記載の権利義務とする。

第4条 (分割対価)

乙は、本分割に際し、甲に対して一切の対価を交付しない。

第5条 (吸収分割承継会社の資本金及び準備金の額)

乙は、本分割により資本金及び準備金の額を変更しない。

第6条 (株主総会による承認)

1. 甲は、会社法第784条第2項の規定に基づき、同法第783条第1項に定める株主総会の承認を得ることなく本分割を行う。
2. 乙は、会社法第796条第1項の規定に基づき、同法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ることなく本分割を行う。

第7条 (会社分割の効力発生日)

本効力発生日は、2024年10月1日とする。但し、本分割の手續の進行に応じて必要がある場合、甲及び乙は、協議の上、書面での合意により本効力発生日を変更することができる。

第8条 (競業避止義務)

甲は、本効力発生日後においても、本事業について競業避止義務を負わない。

第9条 (会社財産の管理等)

甲は、本契約締結後、本効力発生日までの間、善良なる管理者の注意をもって本事業にかかる業務の執行及び財産の管理をするものとする。

第10条 (本契約の変更又は解除)

本契約締結後、本効力発生日までの間において、甲又は乙の財産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は、協議の上、書面での合意により本分割の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第11条 (本契約の効力)

本契約は、本分割の実施に必要な法令に定める関係官庁等の許可、認可、承認等が得られない場合には、その効力を失う。

第12条 (準拠法及び管轄合意)

本契約は、日本法に準拠するものとし、日本法に従って解釈される。本契約の履行及び

解釈に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第13条（本契約に定めのない事項）

本契約に定める事項のほか、本分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が誠実に協議の上定める。

[本頁以下余白]

本契約の成立を証するため、本契約書 2 通を作成し、各当事者が記名捺印の上、各 1 通を保有する。

2024 年 6 月 24 日

甲：東京都港区赤坂五丁目 3 番 1 号

株式会社 INPEX

代表取締役社長 上田 隆之



乙：東京都港区赤坂五丁目 3 番 1 号

株式会社 INPEX JAPAN

代表取締役社長 宮永 勝



承継権利義務明細表

本分割により乙が甲から承継する権利義務は、本効力発生日において本事業に属する、以下の権利義務とする。

1. 資産

- (1) 本事業に関して保有している鉱業権。但し、登録番号が兵庫県となっているものを除く。
- (2) 本事業に関して甲が所有又は賃借する土地及び建物(本事業に関して甲が有する地役権の要役地を含む。)
- (3) 本事業に関して甲が有する地上権
- (4) その他本分割の効力発生日において、甲が本事業に関して保有している一切の資産(なお、疑義を避けるために付言するに、出願中の鉱業権に係る鉱業出願人たる地位は除く。)

2. 知的財産権

なし

3. 負債及び債務

本分割の効力発生日において、甲が本事業に関して負担している一切の負債及び債務

4. 契約(雇用契約を除く)

本分割の効力発生日において、甲が本事業に関して締結している一切の契約に係る契約上の地位及びこれらに基づき発生した一切の権利義務

5. 雇用契約

なし

6. 許認可

本分割の効力発生日において、甲が本事業に関して取得している一切の免許、許可、承認、登録、届出等であって、法令上承継可能なもの

以上





吸収分割契約変更契約

株式会社 INPEX (以下「甲」という。)と株式会社 INPEX JAPAN (以下「乙」という。)は、甲を吸収分割会社、乙を吸収分割承継会社とする、甲及び乙の間で締結された 2024 年 6 月 24 日付吸収分割契約 (以下「原契約」という。)に関し、2024 年 8 月 8 日付で、以下のとおり、吸収分割契約変更契約 (以下「本変更契約」という。)を締結する。なお、本変更契約において使用される用語は、別途本変更契約で定義される場合を除き、原契約において定義される意味を有する。

第 1 条 (分割対価の変更)

甲及び乙は、原契約第 4 条を以下のとおり変更する (変更箇所は下線部)。

(変更前)

乙は、本分割に際し、甲に対して一切の対価を交付しない。

(変更後)

乙は、本分割に際し、甲に対して、乙が新たに発行する普通株式 1 株を交付する。

第 2 条 (株主総会による承認の変更)

甲及び乙は、原契約第 6 条第 2 項を以下のとおり変更する (変更箇所は下線部)。

(変更前)

2. 乙は、会社法第 796 条第 1 項の規定に基づき、同法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ることなく本分割を行う。

(変更後)

2. 乙は、会社法第 795 条第 1 項の規定に基づき、本効力発生日の前日までに本分割に係る株主総会の承認 (会社法第 319 条第 1 項の規定に基づき、株主総会の承認決議があったものとみなされる場合を含む。)を得る。

第 3 条 (変更の効力)

甲及び乙は、本変更契約に定めるものを除き、原契約のいかなる規定も変更されるものではなく、原契約が引き続き完全な効力を有することを確認する。

第 4 条 (準拠法及び管轄合意)

本変更契約は、日本法に準拠するものとし、日本法に従って解釈される。本変更契約の履行及び解釈に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判

所とする。

第5条 (本変更契約に定めのない事項)

本変更契約に定める事項のほか、本分割に関し必要な事項は、本変更契約の趣旨に従い、甲及び乙が誠実に協議の上定める。

[本頁以下余白]

本変更契約の成立を証するため、本変更契約書 2 通を作成し、甲及び乙が記名捺印の上、各 1 通を保有する。

2024 年 8 月 8 日

甲：東京都港区赤坂五丁目 3 番 1 号
株式会社 INPEX
代表取締役社長 上田 隆之



乙：東京都港区赤坂五丁目 3 番 1 号
株式会社 INPEX JAPAN
代表取締役社長 宮永 勝



THE UNIVERSITY OF CHINA PRESS



別紙2 INPEX JAPAN：成立の日における貸借対照表の内容

株式会社 INPEX JAPAN
 会社成立日現在の貸借対照表
 (2024年6月19日現在)

資産の部		負債の部	
流動資産		流動負債	
現金預金			0円
	125,000,000円	固定負債	
流動資産合計			0円
	125,000,000円		
固定資産	0円	負債の部合計	0円
繰延資産	0円		
		純資産の部	
		株主資本	
		資本金	100,000,000円
		資本剰余金	
		資本準備金	25,000,000円
		利益剰余金	0円
		株主資本の部合計	125,000,000円
		評価・換算差額等	0円
		新株予約権	0円
		純資産の部合計	125,000,000円
資産の部合計	125,000,000円	負債及び純資産の部合計	125,000,000円